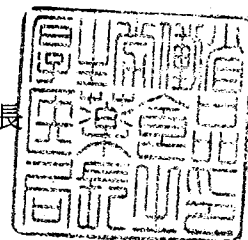




薬食発第 0221001 号
平成 20 年 2 月 21 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



第十五改正日本薬局方の一部改正について

標記について、平成 20 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 32 号をもって、「日本薬局方（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号）の一部を改正する件」が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記の事項を御了知の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮いただきたい。

記

第 1 第十五改正日本薬局方（以下「薬局方」という。）の一部改正の要点について
今回の薬局方の一部改正については、医薬品各条グリセリンの条及び濃グリセリンの条において、純度試験の項を改正し、「ジエチレングリコール及び類縁物質」に係る規定を追加するものである。

第 2 経過措置期間について

平成 21 年 3 月 31 日までに製造され、又は輸入される医薬品については、なお従前の例によることができるとし、平成 21 年 4 月 1 日以降に製造され、又は輸入される医薬品については、薬局方の一部改正で定める基準に適合していなければならないこと。